

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	予防規程の変更命令
概 要	市町村長等は、予防規程を定める必要がある製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造等」という。）において、当該予防規程が火災の予防のため必要があるときは、その変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の2第3項 （ <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> ）
処分基準	・ 消防法第14条の2第3項 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	